

## 都市計画の案に関する公聴会

開催日：平成26年8月20日

場所：小平市中央公民館ホール

【議長（都市計画課長）】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより都市計画法第16条第1項及び東京都都市計画公聴会規則に基づき、都市計画の案に関する公聴会を開催いたします。

私は、本日議長を務めます東京都都市整備局・都市計画課長の新井と申します。よろしくお願ひいたします。

公述を始めていただく前に、本日の公聴会の趣旨及び運営につきまして簡単に御説明いたします。

現在、東京都では、「都市再開発の方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の都市計画変更手続を進めております。この手続の一環として、本年7月1日より15日までの2週間、これら2つの方針の原案を都民の皆様の縦覧に供しましたところでございますが、その際、あわせて公述人の募集をいたしましたところ、6名の方より公述のお申出がございました。

公聴会は、今回を含め計4回開催いたしますが、本日は1名の方に公述していただくこととなっております。

これからお聞きする公聴会での公述内容につきましては、最終的に作成する都市計画の案の参考意見とさせていただきます、都市計画の案ができましたら、都市計画法第17条に基づく縦覧手続をとり、再度、皆様に都市計画の案をお示しすることとなっております。

次に、本日の公聴会の運営について申し上げます。

まず、当公聴会は、公述人の方の御意見をお聞きする場として設けたものでございます。したがって、この場で御意見に対する都の見解を述べたり、質疑を行うといったことはいたしません。また、後日、本日の公聴会の議事録、御意見の要旨とこれに対する東京都の見解を文書にまとめ公表いたしますので、あらかじめ御了承願ひます。

それでは、本日、公述意見をお聞きする職員を御紹介いたします。

東京都都市整備局市街地整備部・栗谷川民間開発課長でございます。

【公聴人（民間開発課長）】 民間開発課長の栗谷川でございます。よろしくお願ひいたします。

【議長】 同じく都市整備局住宅政策推進部・小久保企画担当課長でございます。

【公聴人（企画担当課長）】 企画担当課長の小久保と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【議長】 続きまして、公述人の方に申し上げます。

公述にあたっては、まず、御自分の氏名と御意見の対象となる都市計画原案の名称を述べていただいた後、公述を始めてください。

また、公述時間は10分以内となっております。制限時間となりましたらチャイムを鳴らしますので、時間をお守りになって公述をしていただけるよう、お願いいたします。

なお、公述は、公述申出の際に御提出いただいた公述要旨に即し、かつ東京都都市計画公聴会規則第7条第1項の規定により、今回の都市計画の原案に関する範囲内で御発言をお願いいたします。

最後に、傍聴人の方に申し上げます。

受付にて、傍聴にあたっての注意事項を配付いたしましたが、これまで申し上げました公聴会の趣旨等を御理解の上、円滑な会の運営に御協力をお願いいたします。

それでは、公述を始めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

公述整理番号 第 1 号

公述者氏名

【公述人】 小平市の [REDACTED] と申します。

「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」について意見を述べさせていただきます。

大きく2つに分けて述べたいと思います。1つは、方針の具体的な内容そのものについて、もう一つは、方針の進め方、その方法論についてです。

まず、方針の具体的な内容そのものについて述べたいと思います。

1つ目は「多摩部14都市計画 都市再開発の方針（原案）」についてです。

その中の「I 基本的事項」の「III 都市計画に定める事項」、「2 再開発の施策の方向」、「(1) 拠点の整備」についてです。

述べるべき意見は、旧都市再開発の方針にあり、今回削除された「個性ある住宅都市として発展させるため」という文言を残してほしいということです。

「個性ある住宅都市として発展させるため」という文言を削除しなければならない理由はどこにあるのでしょうか。新しい都市再開発によって完成された住宅都市に対して、個性のない住宅都市だという批判をされることを避けるためでしょうか。例えば、北関東地方や国道16号線にあるような既視感にあふれた大型ショッピングモールやロードサイド型店舗を展開するためでしょうか。例えば、小平市の小川駅前や小平駅前に高層マンションを建てやすくするためでしょうか。甚だ疑問を禁じ得ません。この都市再開発の目的が一部の業界団体の利益のためにあるのではないかと疑う住民は少なくないと私は考えます。

2つ目は「多摩部19都市計画 住宅市街地の開発整備の方針（原案）」についてです。

他の区域も同じことが言えるのですが、ここでは小平都市計画区域に絞らせて具体的に意見を述べさせていただきたいと思います。

その中の「2 住宅市街地の開発整備の目標」、「(1) 実現すべき住宅市街地の在り方」、同じく「(2) 住宅の建設及び更新、良好な居住環境の確保等に係る目標」についてです。

ここにおいても、残してほしい文言があります。旧開発整備の方針にあり、今回削除された「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」という文言を残してほしいということで

す。

「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」という文言も、削除しなければならない理由はどこにあるのでしょうか。この文言が削除された一方で、代わりに強調されているのは防災です。確かに、防災は必要です。しかし、「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」と両論併記して何の問題があるのでしょうか。防災のみを強調し、「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」という文言を削るということは、まるで、未成熟な時期の東京都の高度成長期的な都市開発を再現することが目的だと疑わざるを得ません。今回、東京オリンピックが近づいていますので、ますますそのように思わざるを得ません。防災を盾にして一部の業界への利益を狙っていると受け取られても仕方がないのではないのでしょうか。これは明らかに都市計画の理念の後退です。防災と成熟した都市の豊かな住生活という文言は併記すべきと考えます。併記することで防災にかこつけた間違った都市開発の歯どめになるのではないのでしょうか。

舛添知事も先日の朝日新聞のインタビューにこう答えています。「人口減でもそれなりの生き方がある。過剰消費社会はそろそろやめるべきで、例えば都心から車を排除する脱モータリゼーションもその一つだ。」。今回は都市計画の中の道路部分は省いておりますが、我々の意見を反映しているとされるこの知事の言葉は、私の今、述べた意見に親和的であると考えます。そうした都民の声に従った都市計画を策定すべきではないのでしょうか。

また、原稿には書いてありませんが、この場で追加して話させていただきますが、防災を強調するならば、例えば緑の防火機能も決して忘れてはいけないと思います。そういう視点も必ずこの方針の中に入れてほしいと思っております。

最後に、方針の進め方、その方法論です。

都市計画のあらゆる段階で、法的な制限にとらわれない広範囲の住民と意見を交換してほしいということです。意見の交換とは、一方的に意見を聞き、それに一方的に答えるということではありません。パブリックコメントのようなものではだめです。不十分です。コミュニケーションをとることが必要です。市民同士での意見の交換という面も重要でしょう。例えば、ワークショップのようなものをどんどん取り入れることは有効な手段なのではないのでしょうか。こうした方法論を採用すること自体をこのマスタープランに明記すべきと考えます。そうすれば、本当の意味で、都市計画に住民の意思を反映させることになるのです。

再度強調して繰り返しますが、「個性ある住宅都市として発展させるため」という文言

を残してほしいということ。それから「成熟した都市にふさわしい豊かな住生活」という文言を残してほしいということ。この2つ。そして、住民とのコミュニケーションのある意見の交換という方法論を明記してほしいということ。この3つを強調して繰り返したいと思います。

以上です。

【議 長】 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の公述は終了いたしました。公述人におかれましては、貴重な御意見を賜り、ありがとうございました。また、傍聴の皆様も御清聴ありがとうございました。

それでは、これにて終了いたします。

どうもありがとうございました。